労働遺産認定申請用セット

2024年度申請（2025年度総会認定）用

日本労働ペンクラブ

は じ め に

日本労働ペンクラブは創設40周年の新規事業として、2022年度総会より「労働遺産認定事業」を開始しました。労働者の権利の確立、労働条件の向上、雇用の改善、生産性向上などに寄与したと認められる組織・活動、遺構、記念碑、歴史的文書類等について、その意義と価値を認識し、継承・保全することの重要性を広く社会に発信し、働く現場の歴史を後世に伝承することを目的とした事業であり、2022年度以降３回の総会において、一般財団法人日本労働会館の「日本労働運動発祥之地石碑」、一般社団法人兵庫労働基準連合会の「八時間労働発祥之地の記念碑」、一般財団法人清水港湾博物館の「最低賃金全国第一号記念碑」など、６件18点について、労働遺産認定を行っています。

労働遺産認定は、労ペン会員が調査・研究を通じて労働遺産を発掘し、労ペンに対し認定申請を行うことから始まります。2024年度の申請（2025年度総会認定）については、２月より事前申請、５月より本申請の受付を開始しますが、会員各位の積極的な参画をお願いいたします。

労働遺産認定申請用セットの中身

日本労働ペンクラブ「労働遺産」認定要綱　　　　　　　　　　　 2

「労働遺産」認定申請の手引き　　　　　　　　　　　　　　　　 3

これまでの認定労働遺産　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 7

日本労働ペンクラブ「労働遺産」認定＜事前＞申請書　　　　　　 8

日本労働ペンクラブ「労働遺産」認定＜本＞申請書（４月下旬配布）

日本労働ペンクラブ「労働遺産」認定要綱

１（目的）　時代とともに働き方も大きく変容しているが、労働者の基本的権利を定着させ行使し、安心・安全な職場環境や生活向上を目指す労働現場は不変である。日本労働ペンクラブ（以下「労ペン」と称す）の「労働遺産」認定は、労ペン会員各位が労働にかかわる諸課題の調査・研究を通して労働遺産を発掘し、その意義と価値を認識し継承、保全することの重要性を広く社会に発信し、働く現場の歴史を後世に伝承することを目的とする。

２（対象）　労働者の権利、労働条件の向上など労働基本権の確立過程や雇用の改善、生産性向上など労働に関する労使等の取り組み成果・課題解明に積極的に寄与していると認められる諸分野を主な対象とする。具体的には今後に継承できる組織・活動、遺構、記念碑、歴史的文書類等である。なお、労働遺産は労働運動、経営者それぞれの立場から顕彰されるものとは必ずしも一致しない。「産業遺産」「市民運動」などとは一線を画すが、労働遺産に関連する案件については、その限りではない。

３（申請）　労ペン会員は、上記の内容を満たすと思われる案件を、関連諸資料等を付記し、別紙労働遺産認定申請書により労ペン代表宛に申請することができる。

４（認定手続き）　認定については

①会員（若干名）による「労働遺産認定委員会（仮称）」を設け、必要に応じ各界専門家等の意見も参考にしながら労働遺産候補を協議、推薦する。

②それを受け労ペン幹事会が労働遺産として認定を承認、総会で決定し認定証を交付・公表する。

なお、認定に当って当該労働遺産に関わる今後の保全・管理等については、直接関与するものではない。

５（別紙申請書）　必要項目は原則次の通りとする。

①表題：日本労働ペンクラブ労働遺産認定登録申請書

②提出先：日本労働ペンクラブ代表あて

③申請日

④対象名・所在地・代表者連絡先

⑤申請者名（会員）・連絡先

⑥申請内容・理由

⑦その他（現地調査概要・関連資料・第３者評価など）

2021年１月12日制定

「労働遺産」認定申請の手引き

１．労働遺産認定事業の紹介

日本労働ペンクラブ（以下、労ペン）は、1981年（昭和56年）に発足、以来、主に研究会、視察見学、国際交流、「労ペン賞」授与等の活動をしてきましたが、2021年の総会で創立40周年記念事業の一環として新たに労働遺産認定事業が創設されました。

労働遺産認定事業の趣旨は、雇用・労働の歴史を振り返り、労使関係や労働現場の視点に立って、わが国の労働遺産にふさわしい業績や活動を発掘・認定・顕彰し、継承をはかることにあります。この事業は、労ペン会員各位が労働に関わる諸課題の調査・研究を通じて労働遺産を発掘し、その意義と価値を認識し、継承・保全することの重要性を広く社会に発信し、働く現場の歴史を後世に伝えることを目的とした活動です。これを着実に定着・発展させる源は、会員一人ひとりが、働く現場の歴史の伝承者として、積極的な活動を実践することにあります。会員みなさまのご理解と積極的な参画（申請）をぜひともお願いいたします。

２．労働遺産認定の要件

労働遺産認定の要件については、労働遺産の定義や解釈、認定事業のあり方など多くの意見・見解がありましたが、まずは「労働遺産認定要綱」に沿って実績を積み重ねることとし、その経過も踏まえ、以下のように整理しています。

①雇用・労働に関する先人の業績であり、労働者の権利、労働条件の向上、雇用の改善、生産性の向上などに顕著な役割を果たし、今日に続いているもの。

②労働遺産としての組織や活動、当時の遺構や記念碑、歴史的文書などが残されており、それらの訪問、視察、研究などを行うことにより継承を図れるもの。なお、資料館・図書館等の全体は基本的に対象外とする。労働遺産の要件として、遺物がなくても歴史的事象や記憶などを含むべきとの広義の解釈もあるが、一方では、労働遺産認定の本旨が「遺産の継承・保全」であることや、評価の共有化などの点で整理すべき課題も多くある。したがって、当面は、有形遺産を原則として実績を積み重ね、その上で無形遺産等についても議論を行う。また、労々対立案件も同様に当面は対象外とする。

③対象時代については、明治・大正期中心を基本とするが、昭和期と江戸末期についても、一定の条件（認定要綱に基づく要件を満たし、今日に活動が継続されていると判断される遺産等）の下にこれを認める。ただし、昭和期前期（30年代前半）以降は、現代史の範疇として対象外とする。

④前項に関わらず、既に申請され継続取扱い（一時中断含む）の案件は、移行措置として全て対象とする。

３．具体的な申請方法

(1) 申請の手順

①申請を検討、もしくは準備している会員は、指定期日までに「事前申請書」を労働遺産事務局に提出する。なお、これは申請意向を事務局が事前に把握し、準備・調整作業等をスムーズに行うためのものであり、申請にあたっての必須手続きではない。

②申請を行う会員は、「労働遺産認定要綱」に基づき、指定期日までに「本申請書」を労働遺産事務局に提出する。なお、その際は、下記の「申請に際しての確認項目」に沿って内容を点検し、申請書内容の充実に努める。

③事業の質的向上等をはかるため、会員一人が１年度に申請できる件数は原則１件とする。

申請に際しての確認項目

①認定の趣旨に適合している。

②認定対象が具体的で明確である。

③雇用・労働に関する先人の業績である。

④労働者の権利、労働条件の向上、雇用の改善、生産性向上などに顕著な役割を果たしたものである。

⑤今日に続いているものである。

⑥労働遺産としての組織や行動、当時の遺構や記念碑、歴史的文書類等である。（当面は、有形遺産を原則とする）

⑦対象が資料館や図書館等の全体ではない。（全体のものは基本的に対象外）

⑧対象が労々対立の案件となっていない。

⑨登録内容（タイトル）が、労働遺産の具体的内容を的確に表している。

⑩所有者や管理者が明確である。

⑪所有者や管理者が、認定に対し理解を示している。

⑫会員や労使関係者、一般人によるアクセスが容易であり、訪問・視察・研究等により継承をはかれるものである。

⑬申請の趣旨（根拠等）が明確・適切に述べられている。

⑭労働遺産としての評価が、労使、行政、市民等で共有されている。

⑮補強資料では、申請内容が適正に補完・肉付けされている。

(2) 申請書の提出

「事前申請書」および「本申請書」は、郵送もしくはEmailで以下に送付する。

日本労働ペンクラブ　労働遺産事務局

住 所：〒101-0054　東京都千代田区神田錦町1－23　宗保第２ビル２Ｆ

Email：jlpc503@peachi.plala.or.jp

４．審査および認定、認定証の交付

①幹事会が会員の中より選任した委員（若干名・任期２年）より構成される「労働遺産認定委員会」は、会員より認定申請された案件について、申請内容を適切に審査する。必要な場合には、現地調査や専門家等の意見聴取なども行う。

②労働遺産認定委員会は、労働遺産として適切であると判断した申請案件に関し申請者を通じて労働遺産の管理者・所有者等の意向確認を行ったのち、審査結果を幹事会に答申する。

③幹事会は、労働遺産認定委員会の答申について審議し、労働遺産として適切であると判断した申請案件に関し、総会において労働遺産認定を提案することを決定する。なお、幹事会は決定後速やかに、労働遺産の管理者・所有者等に対し、内定通知を送付する。

④総会は、幹事会からの提案を審議し、労働遺産認定の最終決定を行うとともに、認定された労働遺産の管理者・所有者等に認定証・盾（トロフィー）を交付する。

⑤幹事会は、労働遺産認定に関し速やかに公表を行うとともに、周知を図るべく広報活動を展開する。

５．全体スケジュール

(1) 申　請

＊募集案内　　　　：２月下旬（「労働遺産認定申請用セット」を労ペンＨＰ

<http://roupen.club>に掲載するとともに、同送メールを発信）

＊事前申請の受付　：２月22日～４月20日

＊本申請の案内　　：４月下旬（「労働遺産認定申請用セット（本申請書付き）」を郵送）

＊本申請の受付　　：５月10日～７月10日（労働遺産事務局着）

(2) 審　査（認定される場合）

＊労働遺産認定委員会での審査　　　　　　　　　　　　　　　：７月下旬～10月上旬

＊管理者・所有者等への意向確認　　　　　　　　　　　　　　：10月上旬～中旬

＊労働遺産認定委員会から幹事会への答申、幹事会による決定　：10月下旬

＊管理者・所有者等に対する通知　　　　　　　　　　　　　　：11月上旬～下旬

(3) 労働遺産認定の最終決定、認定証・盾（トロフィー）の交付

＊日本労働ペンクラブ2025年度総会（2025年１月９日）

６．お問い合わせ・ご相談先

＊申請をお考えの方、労働遺産候補のアイデアをお持ちの方は、下記にお問い合わせ・ご相談ください。

＊また、事前申請をいただいた方には、労働遺産事務局よりご連絡させていただくことがございます。

日本労働ペンクラブ　労働遺産事務局

住 所：〒101-0054　東京都千代田区神田錦町1-23　宗保第２ビル２Ｆ

Email：jlpc503@peachi.plala.or.jp

もしくは

浅井茂利（労働遺産事務局・労ペン幹事）

Email：pon123456789pon@gmail.com

これまでの認定労働遺産



日本労働ペンクラブ「労働遺産」認定

＜事　前＞申　請　書

１．事前申請日　　　　　年　　月　　日

２．認定申請候補

登録内容（労働遺産の全体像を示すタイトル）

具体的な認定対象遺産　①

②

③

３点を超える場合は、追加してください。

３．申請者

代表者氏名

代表者会員番号

連絡先　Email：　　　　　　　　　　　Tel：

４．申請にあたっての条件・希望など

①共同申請者や協力者等の呼びかけ

**□**希望する　　　　　**□**希望しない

②複数年（２年）での申請・審査

**□**希望する　　　　　**□**希望しない

③その他

以　上

日本労働ペンクラブ「労働遺産」認定

４月下旬配布

＜本＞申　請　書

１．申請日　　　　　年　　月　　日

２．申請者

①氏名（代表者）　　　　　　　　　　会員番号

連絡先　Email：　　　　　　　　　Tel：

②氏名　　　　　　　　　　会員番号

③氏名　　　　　　　　　　会員番号

＊３名を超える場合は、追加してください。

３．認定申請案件

登録内容（労働遺産の全体像を示すタイトル）

具体的な認定対象遺産　①名　　称

所在施設

住　所

管 理 者

住　所

連絡先　Email:　　　　　　　　　Tel：

代表者

所 有 者

住　所

連絡先　Email:　　　　　　　　　Tel：

代表者

②名　　称

所在施設

住　所

管 理 者

住　所

連絡先　Email:　　　　　　　　　Tel：

代表者

所 有 者

住　所

連絡先　Email:　　　　　　　　　Tel：

代表者

③名　　称

所在施設

住　所

管 理 者

住　所

連絡先　Email:　　　　　　　　　Tel：

代表者

所 有 者

住　所

連絡先　Email:　　　　　　　　　Tel：

代表者

＊管理者と所有者が同一の場合、所有者の記入は不要です。

＊所有者が不明の場合は、その旨を付記してください。

＊認定対象遺産が３点を超える場合は追加してください。

４．申請の趣旨・根拠等

５．現地確認等の概要

６．認定対象遺産の現況（アクセス、写真等は＜補強資料＞に添付）

７．労使、行政、市民等の評価

＜補　強　資　料＞記載ページ

以　上